

『保険証の返却時期について』のお知らせ

以下の場合、すみやかに保険証をご返却および諸手続きをしてください。

被保険者が退職したとき

保険証は退職日の翌日から使用できません。事業主（会社）へご返却ください。

被扶養者が就職等をし、新しい資格を取得したとき

被扶養者取消届、添付書類(健保ホームページ【添付書類チェック】参照)

および保険証を在職者は事業主（会社）

任意継続被保険者はジェイティ健保へ届出してください。

任意継続被保険者の資格を喪失したとき

保険証は資格喪失日から使用できません。ジェイティ健保へご返却ください。

その他資格喪失事由に該当したとき

在職者、任意継続被保険者、被扶養者の喪失事由によって緒手続き等の手順がちがいますので、健保ホームページ等でご確認ください。

資格喪失後に医療機関へ受診した分の医療費実績が確認された場合は、ジェイティ健保から被保険者宛てに『健康保険 保険給付費等の返還請求について』にて、返還請求書を送付します。

返還請求書が送付されましたら、すみやかにお振込等手続きをしてください。